

台東区「たいとう子育てハンドブック」広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、台東区広告事業実施要綱（平成19年3月22日18台総広第136号。以下「要綱」という。）に基づき、「たいとう子育てハンドブック」に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、原則として「たいとう子育てハンドブック」の表紙の裏及び裏表紙の裏とする。

2 申込みのあった広告を掲載する位置は、区長が定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

| 広告名 | 規格（縦×横） | 備考 |
|------|-------------|-------|
| 1号広告 | 210mm×148mm | 4色カラー |
| 2号広告 | 105mm×148mm | 4色カラー |

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、「子育て」に関わるものとする。

(広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。なお、同順位で申込者が多数の場合は抽選で決定する。

| 順位 | 広告主の種類 |
|----|------------------------------------|
| 1 | 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれに準ずるもの。 |
| 2 | 私企業のうち公共的性格のある企業で、台東区内に事業所等を有するもの。 |
| 3 | 上記2以外の私企業、自営業 |

2 前項の順位3については、台東区内の企業を優先する。

(広告掲載料の額)

第6条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 1か所につき80,000円
- (2) 2号広告 1か所につき40,000円

(広告掲載料の還付)

第7条 要綱第13条第1項に規定する区長が特に必要と認めた場合とは、要綱第12条の区長が指定する日までに広告の取消しの申出があった場合とする。

付 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。